

南関町農機具等マッチング事業

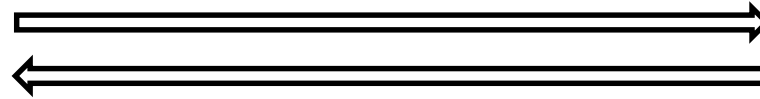
※譲渡者情報の掲載期間は
1年間とする

譲渡申込者
(町内)

譲受希望者
(町内)

⑧譲渡

契約内容が決まり次第、譲渡者から譲受者へ譲渡する。



⑦実物確認

譲受者から譲渡者へ連絡を取り、
契約内容と実物を確認する。
※契約内容は町では介入しない

①譲渡申込

譲渡希望者は町へ申請書
及び同意書を提出する。
【様式第1、2号】

②確認・決定通知

町で申込内容・譲渡する機械等の確認
をし、町HPへの情報掲載決定後、譲渡
者へ決定通知を送付する。
(様式第3号)

④譲受申込

譲受を受けたい場合、
町へ連絡する。
(電話またはメール)

⑥連絡先伝言

譲受者へ譲渡者の
連絡先を伝える。

⑨完了報告

譲渡者は町に完了報告書を
提出し、町はHPに掲載して
いる譲渡者情報を削除する。
(様式第6号)

⑤譲受希望者報告

町から譲渡申込者に対して譲受希望者
の氏名・電話番号を伝える。
※連絡は譲受希望者から行う。

③情報掲載

譲渡情報を町HPに
掲載する。



町(経済課)

TEL: 0968-57-8504

メールアドレス: nousei@town.nankan.lg.jp